

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における 緊急点検結果

平成31年3月28日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

緊急点検の経緯・目的

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として「全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること」とされたことを受け、千葉県野田市において発生した小学4年生死亡事案のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・学校等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的として、本緊急点検を実施した。

緊急点検の概要

1. 学校等における緊急点検

対象施設 ・国公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）
・保育所、地域型保育事業の事業所
・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
・障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む））

対象児童生徒等 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

緊急点検の方法 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施
・学校の教職員による面会 ・教育委員会職員による面会 ・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無、面会の方法、面会できず情報共有しなかった場合その理由

2. 教育委員会における緊急点検

対象機関 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

対象事案 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

報告事項 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

<集計> 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

緊急点検の結果

1. 学校等における緊急点検

① 2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等 : 187,462人



長期間にわたる欠席を虐待のリスク要因の一つと捉え緊急点検を実施

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		高等学校		義務教育学校	
821	(0.4%)	17,292	(9.2%)	47,968	(25.6%)	111,046	(59.2%)	206	(0.1%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
465	(0.2%)	2,069	(1.1%)	374	(0.2%)	528	(0.3%)	180,769	(96.4%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		計	
3,996	(2.1%)	18	(0.0%)	237	(0.1%)	26	(0.0%)	0	(0.0%)	4,277	(2.3%)

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
694	(0.4%)	87	(0.0%)	113	(0.1%)	4	(0.0%)	898	(0.5%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
1,424	(0.8%)	89	(0.0%)	5	(0.0%)	1,518	(0.8%)

※割合は2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等の数(187,462人)に対する割合

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

- ② ①のうち、学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができた数 : 167,156人 (89.2%)
 ①のうち、学校等の教職員や教育委員会の職員等による面会ができなかった数 : 20,306人 (10.8%)

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		高等学校		義務教育学校	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
526 (64.1%)	295 (35.9%)	14,858 (85.9%)	2,434 (14.1%)	40,870 (85.2%)	7,098 (14.8%)	103,761 (93.4%)	7,285 (6.6%)	162 (78.6%)	44 (21.4%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
406 (87.3%)	59 (12.7%)	1,588 (76.8%)	481 (23.2%)	210 (56.1%)	164 (43.9%)	432 (81.8%)	96 (18.2%)	162,813 (90.1%)	17,956 (9.9%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
2,301 (57.6%)	1,695 (42.4%)	11 (61.1%)	7 (38.9%)	133 (56.1%)	104 (43.9%)	20 (76.9%)	6 (23.1%)	0	0
								計	
								面会できた	できなかった
								2,465 (57.6%)	1,812 (42.4%)

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
515 (74.2%)	179 (25.8%)	57 (65.5%)	30 (34.5%)	80 (70.8%)	33 (29.2%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	653 (72.7%)	245 (27.3%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった	面会できた	できなかった
1,159 (81.4%)	265 (18.6%)	64 (71.9%)	25 (28.1%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	1,225 (80.7%)	293 (19.3%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

③-1 面会できなかったもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 9,889人 (5.3%)

※2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等に対する割合

 面会できなかったもののうち受験・就職活動、不登校など虐待の恐れがないもの以外を速やかに情報共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		高等学校		義務教育学校	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
126 (42.7%)	169 (57.3%)	1,974 (81.1%)	460 (18.9%)	5,145 (72.5%)	1,953 (27.5%)	952 (13.1%)	6,333 (86.9%)	30 (68.2%)	14 (31.8%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
12 (20.3%)	47 (79.7%)	245 (50.9%)	236 (49.1%)	3 (1.8%)	161 (98.2%)	5 (5.2%)	91 (94.8%)	8,492 (47.3%)	9,464 (52.7%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
1,012 (59.7%)	683 (40.3%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	58 (55.8%)	46 (44.2%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0 -	0 -
								計	
								共有した	していない
								1,079 (59.5%)	733 (40.5%)

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
127 (70.9%)	52 (29.1%)	11 (36.7%)	19 (63.3%)	21 (63.6%)	12 (36.4%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	162 (66.1%)	83 (33.9%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
140 (52.8%)	125 (47.2%)	13 (52.0%)	12 (48.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	156 (53.2%)	137 (46.8%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

③-2 面会できなかったもののうち、情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
受験・就職活動等 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	3,528	33.9%
不登校 (定期的な家庭訪問や本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断したもの)	3,312	31.8%
病気療養 (診断書の確認や医師からの情報提供などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	833	8.0%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	781	7.5%
留学・海外遠征・校外学習等 (留学等の諸手続きの状況を把握しているほか、対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	627	6.0%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等 (対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	352	3.4%
休学 (対象児童生徒等の休学前の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	350	3.4%
転学・退学予定 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	283	2.7%
その他	351	3.4%
計	10,417	100%

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

- ④-1 面会できたものの方法 ・学校等の教職員：157,920人（94.5%）
 ・教育委員会職員等(SSW、指導主事、教育支援センター職員等)：4,177人（2.5%）
 ・その他関係機関(民生委員、児童委員、フリースクール職員等)：5,059人（3.0%）

(1) 学校

幼稚園			小学校			中学校			高等学校			義務教育学校		
学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他
506	4	16	11,834	1,221	1,803	36,333	2,330	2,207	103,032	124	605	143	12	7
中等教育学校			特別支援学校			高等専門学校			専修学校(高等課程)			計		
学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他	学校の教職員	教育委員会職員	その他
399	1	6	1,376	16	196	210	0	0	432	0	0	154,265	3,708	4,840

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所			家庭的保育事業			小規模保育事業			事業所内保育事業			居宅訪問型保育事業		
保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他	保育所等の職員	市町村職員	その他
1,858	313	130	7	4	0	102	19	12	17	1	2	0	0	0
計														
保育所等の職員	市町村職員	その他												
1,984	337	144												

(3) 認定こども園

幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計		
認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他	認定こども園の教職員	自治体職員	その他
436	69	10	52	5	0	63	16	1	1	0	0	552	90	11

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援			医療型児童発達支援			居宅訪問型児童発達支援			計		
事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他	事業所職員	市町村職員	その他
1,062	38	59	55	4	5	2	0	0	1,119	42	64

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

④-2 面会できたもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 2,656人 (1.4%)

※2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等に対する割合



面会できたもののうち、虐待の恐れがあるものの情報を速やかに共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園		小学校		中学校		高等学校		義務教育学校	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
68 (12.9%)	458 (87.1%)	797 (5.4%)	14,061 (94.6%)	722 (1.8%)	40,148 (98.2%)	85 (0.1%)	103,676 (99.9%)	1 (0.6%)	161 (99.4%)
中等教育学校		特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
2 (0.5%)	404 (99.5%)	59 (3.7%)	1,529 (96.3%)	0 (0.0%)	210 (100.0%)	1 (0.2%)	431 (99.8%)	1,735 (1.1%)	161,078 (98.9%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所		家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
683 (29.7%)	1,618 (70.3%)	3 (27.3%)	8 (72.7%)	33 (24.8%)	100 (75.2%)	4 (20.0%)	16 (80.0%)	0 -	0 -
								計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
723 (29.3%)	1,742 (70.7%)								

(3) 認定こども園

幼保連携型		幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
118 (22.9%)	397 (77.1%)	11 (19.3%)	46 (80.7%)	11 (13.8%)	69 (86.3%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	140 (21.4%)	513 (78.6%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援		医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計	
共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない
51 (4.4%)	1,108 (95.6%)	7 (10.9%)	57 (89.1%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	58 (4.7%)	1,167 (95.3%)

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

2. 教育委員会における緊急点検結果

- ① 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）：44件

<具体的な事例>

- 児童相談所に一時保護された子供の保護者から、教育委員会に対して、保護を解除するよう高圧的な口調で迫られたため、複数の職員で対応すること等の方針を担当課内で共有し、対応した。
 - 新たに転校してきた子供が一時保護され、学校が転校前の学校と情報を交換したところ、保護者から個人情報漏えいであり、守秘義務違反に当たるなどと抗議があったものについて、学校・教育委員会・市町村・児童相談所が連携して対応した。
 - 虐待の疑いで一時保護となった子供について、保護者から、なぜ虐待通告をしたのか、子供を登校させないとの抗議があり、子供が学校を欠席するようになった。学校・教育委員会に対して、転校を要求したり、罵声を浴びせたりするなどの行為があったが、毅然とした対応の結果、子供の登校が再開した。
 - 児童相談所に一時保護された子供について、保護者が虐待通告に立腹し、学校・教育委員会に対し電話での長時間の問合せや面会時の激しい言葉での罵倒があり、警察・市町村・児童相談所と連携して対応した。
- ② ①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数：44件（100%）



保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

点検を踏まえた対応

<面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について>

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

点検を踏まえた対応

<緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるよう依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会できなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会できない場合はその情報を、また面会できた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。
(*)不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後も複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づく義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、毅然とした対応が重要である点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をよりの確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進する。

都道府県別の状況

参考資料

	対象児童生徒等	面会できたもの		面会できなかったもの			対象児童生徒等	面会できたもの		面会できなかったもの	
			うち、情報共有したもの		うち、情報共有したもの				うち、情報共有したもの		うち、情報共有したもの
北海道	17,644	17,320	96	324	149	滋賀県	2,284	2,092	64	192	127
青森県	718	681	7	37	25	京都府	2,483	2,025	85	458	196
岩手県	522	406	16	116	79	大阪府	16,340	14,736	435	1,604	595
宮城県	1,872	1,524	39	348	207	兵庫県	8,334	7,671	125	663	388
秋田県	536	428	5	108	78	奈良県	2,380	2,141	29	239	173
山形県	664	578	6	86	32	和歌山県	853	743	23	110	60
福島県	1,073	928	36	145	90	鳥取県	1,169	1,053	15	116	41
茨城県	4,312	3,648	47	664	122	島根県	597	517	11	80	34
栃木県	2,089	1,856	42	233	212	岡山県	2,608	2,341	73	267	228
群馬県	3,427	3,183	62	244	130	広島県	2,428	2,048	56	380	149
埼玉県	5,041	3,995	122	1,046	605	山口県	918	830	26	88	61
千葉県	34,359	33,103	106	1,256	406	徳島県	529	449	12	80	62
東京都	15,797	11,455	66	4,342	1,571	香川県	3,436	3,345	33	91	82
神奈川県	17,450	15,385	304	2,065	1,401	愛媛県	1,468	1,340	16	128	29
新潟県	2,245	1,989	16	256	121	高知県	872	795	17	77	45
富山県	615	514	9	101	96	福岡県	5,016	4,440	97	576	209
石川県	841	751	21	90	73	佐賀県	968	936	13	32	20
福井県	1,553	1,447	14	106	26	長崎県	719	671	12	48	33
山梨県	553	459	15	94	70	熊本県	2,110	1,897	27	213	57
長野県	1,396	1,190	41	206	166	大分県	859	770	5	89	41
岐阜県	1,636	1,409	5	227	199	宮崎県	716	591	21	125	80
静岡県	3,811	3,290	54	521	248	鹿児島県	1,184	1,088	16	96	92
愛知県	5,643	4,163	165	1,480	691	沖縄県	1,317	1,084	79	233	153
三重県	4,077	3,851	72	226	137	計	187,462	167,156	2,656	20,306	9,889